

平成 17 年 4 月 26 日

立川市長 青 木 久 殿

立川市入札等監視委員会

委員長 鈴 木 満

委員 深 田 源 次

委員 山 田 春 紀

立川市の入札・契約制度改革の方向について（意見具申）

当委員会は、平成 16 年 11 月から 5 回にわたり現行の立川市の入札・契約制度や工事契約に関する入札形態別の入札結果などの検討を行いました。

立川市の入札・契約制度は、平成 16 年度以降、工事契約に係る参加希望型指名競争入札の範囲を、従来の「1000万円以上の案件」から「500万円以上の案件」に大幅に拡大したこと、郵便入札を導入したこと、不落随意契約を廃止したことなど改善された面もみられ、一定の評価をいたします。

しかしながら、当委員会は、立川市の入札・契約制度が透明性、競争性、客観性、公正・公平性を確保するという観点で、まだ不十分なところがあると考えますので、立川市入札等監視委員会設置要綱第 6 条に基づき、以下のとおり意見具申いたします。

かかる意見については、速やかに具体的施策を検討した上、平成 17 年度中の対応を求めます。

なお、当委員会は、今後も立川市の入札・契約制度及びその運用等について審議を行い、改善が必要であると認められた場合は、随時、意見具申を行っていく所存であります。

記

1 透明性・競争性などの確保

- (1) 透明性、競争性、客観性、公正・公平性を確保するとともに、不祥事を未然に防止する観点から、恣意性を完全に排除した入札・契約制度に改める必要があり、このため、工事契約案件のみならず委託契約案件についても、可能な限り制限付き一般競争入札に移行する。
- (2) 競争性を確保するため予定価格による等級区分を廃止し、入札案件ごとに入札参加資格を定める。入札参加資格の要件は、工事品質の確保の観点から経営事項審査に基づく総合点数（客観点数）のほか、工事成績要件、技術者資格要件等も加えるものとする。
- (3) 施工可能な市内の事業者が競争性を確保するのに十分な数だけ存在する場合には、市内の事業者が優先的に入札に参加できる仕組みを作る。
また、市内の事業者だけでは競争性を確保するのに十分な数が存在しない場合には、隣接市などの施工可能な事業者が参加できる仕組みを作る。

2 品質の確保

- (1) 工事品質を確保するため、工事施行要綱や検査事務要綱を制定し工事成績評価制度を整備する。
また、完了検査中心の検査体制を改めて、中間検査や抜き打ち検査を加えるとともに、工事検査体制の拡充強化を図る。
- (2) 不良工事を施工した事業者に入札参加を停止するなどのペナルティを課すとともに優良工事を施工した事業者を公表するなど優遇措置を講じる仕組みを作る。
また、工事成績評価制度をできるだけ早く本格実施し、データの蓄積を行った後に、工事成績を入札参加資格条件として活用する仕組みを作る。
- (3) 工事登録をしている市内・準市内などの事業者に対して、登録内容に虚偽や変更がないか、事業所実態や技術員の雇用状況などをチェックする事業所訪問調査を実施する。

3 中小事業者の受注機会の確保

- (1) 設計・施工方法等に関する市内事業者からの積極的な提案を促すため、提案公募制度を新設する。

- (2) 市内事業者の受注機会を確保するため、大規模工事案件を受注した市外事業者に対し、直接工事費のうち一定割合については市内事業者と下請負契約を締結する旨を、契約段階で義務付けることを検討する。
- (3) 建設業界の構造改善を積極的に推進することとし、協業した場合には総合点数に一定割合を加算する仕組みを検討する。
- (4) 小規模工事案件に関して、中小建設事業者を対象に直工（受注者が下請負を活用しないで直接工事を行うこと。）を入札参加条件とする仕組みを検討する。
- (5) 発注にあたって、受注事業者の経営安定に資するため、とりわけ年度始めの発注量を確保するよう努める。

4 事務効率の向上

- (1) 入札参加資格要件の審査は、入札後最低価格提示者について実施する。
- (2) 発注事務効率化のため可能な限り郵便入札や電子入札を活用する。

5 過当競争の防止

- (1) 現状の最低制限価格の設定方法を見直し、実際に入札された金額の平均を基準として最低制限価格を定める方式（以下「平均入札額基準型最低制限価格」という。）を検討する。
また、委託契約案件においても、工事契約案件と同様な検討を行うこと。
- (2) 委託契約案件においても、工事契約案件と同様に予定価格の事前公表を検討する。

6 市民参加の拡大と情報の共有

- (1) 公共工事について計画段階から市民意見を公募する仕組みを検討する。
- (2) 市民が公共工事に関する情報をいつでも把握できるように、発注予定や入札結果を市ホームページで公開する。
- (3) 競争入札業者選定委員会の審議概要を市ホームページで公開する。

以 上